

にかほ市地域防災計画

令和 2 年 3 月

にかほ市防災会議

目 次

第1編 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の基本方針	1
第3節 計画の性格	1
第4節 計画の対象となる災害	2
第5節 計画の推進	2
第6節 計画の修正	2
第7節 防災に関する調査研究の推進	3
第8節 防災に関する組織及び実施責任	3
第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第10節 活動体制計画	10
第11節 職員の動員・派遣計画	22
第12節 活動体制の整備	27
第13節 にかほ市の概要	29
第14節 にかほ市の人口推移と高齢化	30
第2編 一般災害対策	32
第1章 災害予防計画	35
第1節 防災知識の普及計画	35
第2節 自主防災組織等の育成計画	41
第3節 防災訓練計画	44
第4節 災害情報の収集・伝達計画	50
第5節 避難計画	53
第6節 広域防災拠点整備計画	62
第7節 備蓄計画	64
第8節 通信・放送施設災害予防計画	67
第9節 水害予防計画	69
第10節 海岸保全、漁港施設災害予防計画	75
第11節 火災予防計画	77
第12節 危険物施設等災害予防計画	81
第13節 建築物災害予防計画	84
第14節 土砂災害予防計画	86
第15節 公共施設災害予防計画	94
第16節 風害予防計画	99
第17節 雪害予防計画	101
第18節 農林漁業災害予防計画	111
第19節 危険物等大量流出災害予防計画	117
第20節 文化財災害予防計画	119
第21節 特殊災害予防計画	122
第22節 廃棄物処理計画	125
第23節 医療救護計画	127

第 24 節	要配慮者支援計画	135
第 25 節	災害ボランティア活動支援計画	141
第 26 節	企業防災促進計画	144
第 27 節	大規模停電対策計画	147
第 28 節	緊急輸送計画	149
第 2 章	災害応急対策計画	151
第 1 節	自衛隊への災害派遣要請計画	151
第 2 節	広域応援計画	158
第 3 節	予報、警報等の発表・伝達計画	163
第 4 節	災害情報の収集・伝達計画	175
第 5 節	孤立地区対策計画	184
第 6 節	通信運用計画	186
第 7 節	広報計画	189
第 8 節	避難計画	192
第 9 節	消防・救助活動計画	205
第 10 節	県消防防災ヘリコプター活用計画	208
第 11 節	水防活動計画	213
第 12 節	災害警備計画	216
第 13 節	緊急輸送計画	218
第 14 節	救援物資の調達・輸送・供給計画	225
第 15 節	給食・給水計画	229
第 16 節	優先給油計画	233
第 17 節	医療救護計画	234
第 18 節	災害ボランティア活動支援計画	238
第 19 節	公共施設等の応急対策計画	241
第 20 節	危険物施設等応急対策計画	246
第 21 節	危険物等運搬車両事故対策計画	249
第 22 節	防疫、保健衛生計画	251
第 23 節	動物管理計画	254
第 24 節	廃棄物処理計画	255
第 25 節	遺体処理・埋火葬計画	259
第 26 節	文教対策計画	262
第 27 節	住宅応急対策計画	266
第 28 節	海上災害応急対策計画	270
第 29 節	危険物等の大量流出に関する防除対策計画	274
第 30 節	航空機事故応急対策計画	277
第 31 節	原子力施設災害対策計画	280
第 32 節	災害救助法適用計画	282
第 3 編	地震災害対策	286
第 1 章	地震被害想定等	288
第 1 節	地震に関する知識	288
第 2 節	にかほ市及び周辺の活断層	297
第 3 節	積雪期の地震	301
第 4 節	地震・震度観測体制	302

第5節	地震・津波等に関する調査研究	304
第6節	地震被害想定調査	305
第2章	災害予防計画	321
第1節	計画的な地震防災対策の推進	321
第2節	災害情報の収集・伝達計画	322
第3節	火災予防計画	325
第4節	建築物災害予防計画	327
第5節	公共施設災害予防計画	331
第6節	農業災害予防計画	335
第7節	緊急輸送道路ネットワークに関する計画	336
第8節	積雪時の地震災害予防計画	338
第9節	行政機能の維持・確保計画	339
第3章	災害応急対策計画	340
第1節	地震・津波情報の伝達計画	340
第2節	ライフライン施設応急対策計画	344
第4編	津波災害対策	349
第1章	津波被害想定等	351
第1節	津波に関する知識	351
第2節	津波観測体制	352
第3節	秋田県独自津波浸水想定	355
第4節	法に基づく津波浸水想定	361
第2章	災害予防計画	369
第1節	防災知識等普及計画	369
第2節	避難体制整備計画	372
第3節	津波防ぎよ施設等の整備計画	374
第3章	災害応急対策計画	377
第1節	情報伝達計画	377
第5編	火山災害対策	383
第1章	火山防災と活火山	385
第1節	火山防災の基本理念	385
第2節	にかほ市の活火山	386
第2章	災害予防計画	390
第1節	計画の方針	390
第2節	火山防災協議会活動計画	391
第3節	防災訓練計画	393
第4節	防災情報の収集・伝達計画	395
第5節	入山規制計画	400
第6節	農林漁業災害予防計画	402
第7節	火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等	404
第3章	災害応急対策計画等	405
第1節	噴火警報等の伝達計画	405
第2節	避難計画	407
第3節	継続災害への対応	409
第4節	災害復旧計画	412

第6編	災害復旧計画	413
第1節	公共施設災害復旧計画	415
第2節	農林漁業経営安定計画	420
第3節	被災中小企業の振興等経済復興支援計画	422
第4節	被災住民の生活支援計画	424
第5節	義援金等の受入及び配分に関する計画	431
第6節	財政負担に関する計画	433
第7節	激甚災害の指定に関する計画	436

第1編 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、にかほ市防災会議が作成する計画であって、市域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者などの防災関係機関及び市民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民が持つ全機能を有効に発揮して、市域及び市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

第2節 計画の基本方針

にかほ市地域防災計画の基本方針は次のとおりとする。

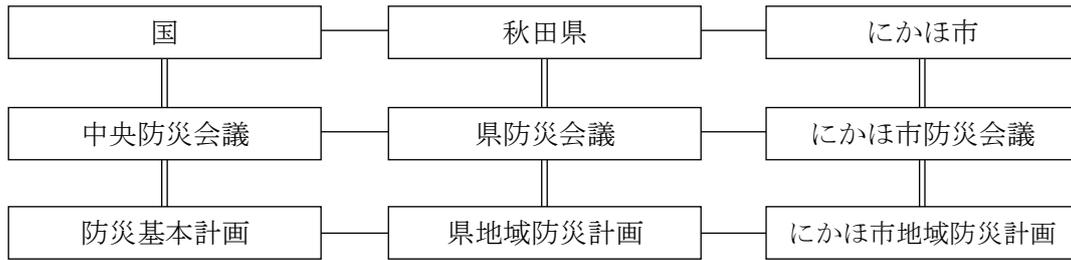
- 1 東日本大震災や過去の災害等の教訓を踏まえ、最大クラスの地震や広域的な被害を発生させる災害を想定した防災対策の確立を図る
- 2 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とした防災対策の推進を図る
- 3 要配慮者や女性等多様な主体の視点を取り入れた計画とする
- 4 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする
- 5 市及び防災関係機関等のもとより、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」との観点から、市民・事業者・自主防災組織等の役割も明示した計画とする
- 6 にかほ市の多様な資源を活かした年代に応じた、継続性のある防災教育を学校・社会教育に位置づけ、地域防災力の育成を図る

第3節 計画の性格

この計画は、近年の大規模な災害の経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧、復興」を基本方針として風水害等一般災害に関し、本市の地域における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を内容としているものであり、その実施細目等については、関係機関において別途定めるところによる。

この計画と県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、市の地域防災計画は、市民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用にあたっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、市長は市の地域防災に関して第一次的な責務を有する。

国、県及びにかほ市の防災会議並びに防災計画の体系



第4節 計画の対象となる災害

この計画は、次の災害対策について定めたもので、「国民保護」等については、別の計画に定める。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、火山噴火その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害（鉄道・自動車事故等）、産業災害その他の大規模な人為的な事故

第5節 計画の推進

災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させる必要性から、市、県、及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、主要交通や通信機能の強化、市街地整備事業などによる災害に強いまちづくり、住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性確保を図るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。さらには、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、実効性の確保に留意した、関係機関相互の連携協力、また、被災住民支援対策として、障がい者・高齢者等の要配慮者や女性の視点から捉えた避難所の運営など、多くの市民が参加できるこれら諸対策に関する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及啓発に努める。また、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

併せて、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、市及び県は、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

なお、男女双方の視点や、高齢者、障がい者などに配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努めるものとする。

第6節 計画の修正

にかほ市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき国、県の防災指針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

この場合において、市地域防災計画は、防災業務計画又は秋田県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

第7節 防災に関する調査研究の推進

防災に関する調査研究は、過去の災害事例を踏まえ、現在置かれている地形・気象条件、また都市化や人口構成などを基礎データとし、市民との協力や研究機関等と連携しながら実施する。

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう、市内各地域において、関係機関と共同した実態調査等を行い、これら調査結果の分析・解析を行い、防災マップ作成のための基礎資料として活用するとともに、これを地域防災計画に反映させる。

第8節 防災に関する組織及び実施責任

第1 にかほ市防災会議

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、本市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、にかほ市防災会議を置く。

にかほ市防災会議は、市長を会長としてにかほ市防災会議条例第3条に規定する機関の者を委員として組織するもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

1 会 長 にかほ市長

2 委 員 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
秋田県知事の部局の職員のうちから市長が任命する者
秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者
市長がその部局の職員から指名する者
市教育委員会の教育長
市の消防長及び消防団長
指定公共機関又は指定地方公共機関及びその他の団体等の職員の内から市長が任命する者
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者

3 専門委員 関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

第2 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言をする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

市民は、それぞれの立場において実施できる防災活動を行うよう努めるものとする。

第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 にかほ市

機関名	処理すべき事務又は事業の大綱
にかほ市	<ol style="list-style-type: none">1 にかほ市防災会議及びにかほ市災害対策本部に関すること2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること4 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織の結成、育成・指導及び強化に関すること5 県その他の防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること6 災害救助法の適用時において、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること7 その他地域防災の推進に関すること
にかほ市消防本部	<ol style="list-style-type: none">1 消防資機材の整備に関すること2 防災のための調査に関すること3 防災教育訓練に関すること4 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること5 災害時の救助及び救急に関すること6 その他、消防計画に定める災害対策に関すること

第2 県

機関名	処理すべき事務又は事業の大綱
秋田県 (総務部)	<ol style="list-style-type: none">1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること5 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用実施に関すること6 災害時の文教対策及び警備対策に関すること7 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること8 市町村防災業務の助言・調整に関すること

由利地域振興局 (総務企画部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域災害対策部の庶務に関する事 2 県災害対策本部との連絡調整に関する事 3 市町村との連絡調整に関する事 4 要望及び陳情に関する事 5 災害広報に関する事 6 庁舎・公舎等の被害調査及び応急対策に関する事 7 救援物資、見舞金等の受付・保管に関する事 8 管内地方機関との連絡調整に関する事 9 地域災害対策部の他部に属しない事項に関する事
由利地域振興局 (福祉環境部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設・社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関する事 2 災害時要配慮者への支援に関する事 3 社会福祉施設の災害復旧に関する事 4 医療・救護に関する事 5 防疫・清掃に関する事 6 保健衛生関係の被害調査に関する事 7 被災住民の健康管理及び心のケアに関する事
由利地域振興局 (農林部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林漁業関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止及び災害応急復旧に関する事
由利地域振興局 (建設部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止及び災害応急復旧に関する事
由利本荘警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集に関する事 2 交通情報の収集と交通規制に関する事 3 警察通信の確保と通信統制に関する事 4 被災住民の救出、負傷者の救護に関する事 5 犯罪の予防・取締りに関する事 6 死体検視及び身元不明死体の身元確認に関する事

第3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握と報告連絡に関する事 2 関係職員の派遣に関する事 3 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送・通信設備の耐震性確保に関する事 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること
東北財務局 (秋田財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事 2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に係る融資に関する事 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関する事 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関する事 5 東北財務局が講じた施策に関する被災住民への情報提供に関する事
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報に関する事 2 関係職員の派遣に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事
秋田労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関する事 2 被災住民に対する職業斡旋に関する事
東北農政局 (秋田県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関する事 2 農業災害に係る資金融資に関する事 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事

東北森林管理局 (由利森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関する事 2 国有林野の林野火災の防止に関する事 3 国有林林道その他施設の整備保全に関する事 4 災害時における応急復旧用材の供給に関する事
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関する事 2 災害時の物価安定対策に関する事 3 被災商工業者に対する融資に関する事
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における火薬類、高圧ガス及び都市ガス、並びに電気施設等の保安対策に関する事 2 鉱山施設の保全及び鉱害の防止対策に関する事 3 鉱山における災害時の応急対策に関する事
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所・緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)・リエゾン)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する事 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関する事 3 気象警報の伝達に関する事
東北運輸局 (秋田運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関する事 2 緊急・代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関する事
東北地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関する事 2 復旧測量等の実施に関する事
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
第二管区海上保安本部 (秋田海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上における災害警備、海難救助対策に関する事 2 船舶交通の安全確保に関する事 3 海上における災害予防及び災害応急対策に関する事
東北防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関する事
東北地方環境事務所 (鹿角自然保護官事務所) (秋田自然保護官事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の避難場所等としての利用に関する事 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関する事 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関する事 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関する事 5 家庭動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関する事

第4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊	災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活の応急活動に関する事

第5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (本部北海道東北ブロック事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関する事 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関する事 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関する事
日本銀行 (秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関する事 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事 5 各種措置に関する広報に関する事
日本赤十字社 (秋田県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関する事 2 災害救助等に必要の協力、奉仕者の動員に関する事 3 義援金品の受付、配分に関する事
日本放送協会 (秋田放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、災害情報等の報道に関する事 2 防災知識の普及に関する事 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事
東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 2 災害発生時における救援物資及び人員の緊急輸送に関する事
東日本電信電話株式会社 (宮城事業部 秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 (東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 2 災害時における非常通話の運用に関する事 3 気象警報の伝達に関する事
日本郵便株式会社 (象潟郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務の確保に関する事
日本通運株式会社 (秋田支店) 佐川急便株式会社 (北東北支店秋田営業所) ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店) 福山運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救助物資等の輸送に関する事

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東北電力ネットワーク株式会社 (本荘電力センター)	1 電力施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること
イオン株式会社 株式会社セブン-イレブン・ ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート	1 災害時における物資の調達及び供給確保に関すること

第6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田 株式会社秋田ケーブルテレビ	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
一般社団法人秋田県LPGガス協会	1 ガス供給施設の防災に関すること 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること
秋田中央交通株式会社 羽後交通株式会社 由利高原鉄道株式会社 公益社団法人秋田県トラック協会	1 被災地の人員輸送の確保に関すること 2 災害時の応急輸送対策に関すること 3 緊急支援物資の輸送に関すること
一般社団法人由利本荘医師会 秋田県厚生農業協同組合連合会 公益社団法人秋田県看護協会 (本荘由利・にかほ支部) 一般社団法人秋田県薬剤師会 (本荘由利支部) 由利本荘歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	1 市民に対する防災知識の普及に関すること 2 災害情報等の報道に関すること
病院等	1 災害時における収容者の保護対策に関すること 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
秋田しんせい農業協同組合 にかほ市森林組合 秋田県漁業協同組合 その他の農林漁業関係団体	1 市が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農林漁業者に対する融資斡旋に関すること 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
にかほ市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること 2 災害ボランティアに関すること
にかほ市土地改良区	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
にかほ市商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う商工業関係の被害調査の協力に関する事 2 被災商工業者に対する融資斡旋に関する事 3 災害時における物価安定対策に関する事 4 救助用物資、復旧資器材の調達斡旋に関する事
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関する事
学校等	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難用設備の整備と避難訓練に関する事 2 教育施設の防災管理並びに災害復旧に関する事 3 被災時における応急教育対策に関する事
危険物取扱所等	<ol style="list-style-type: none"> 1 石油類、ガス等危険物の防災、管理に関する事 2 災害時における燃料等の供給に関する事
にかほ市建設業協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関する事
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における事業活動の継続的实施及び市が実施する防災に関する施策への協力に関する事
市民 （自主防災組織・町内会等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関する事

第10節 活動体制計画

第1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

市及び県は、災害情報を一言的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

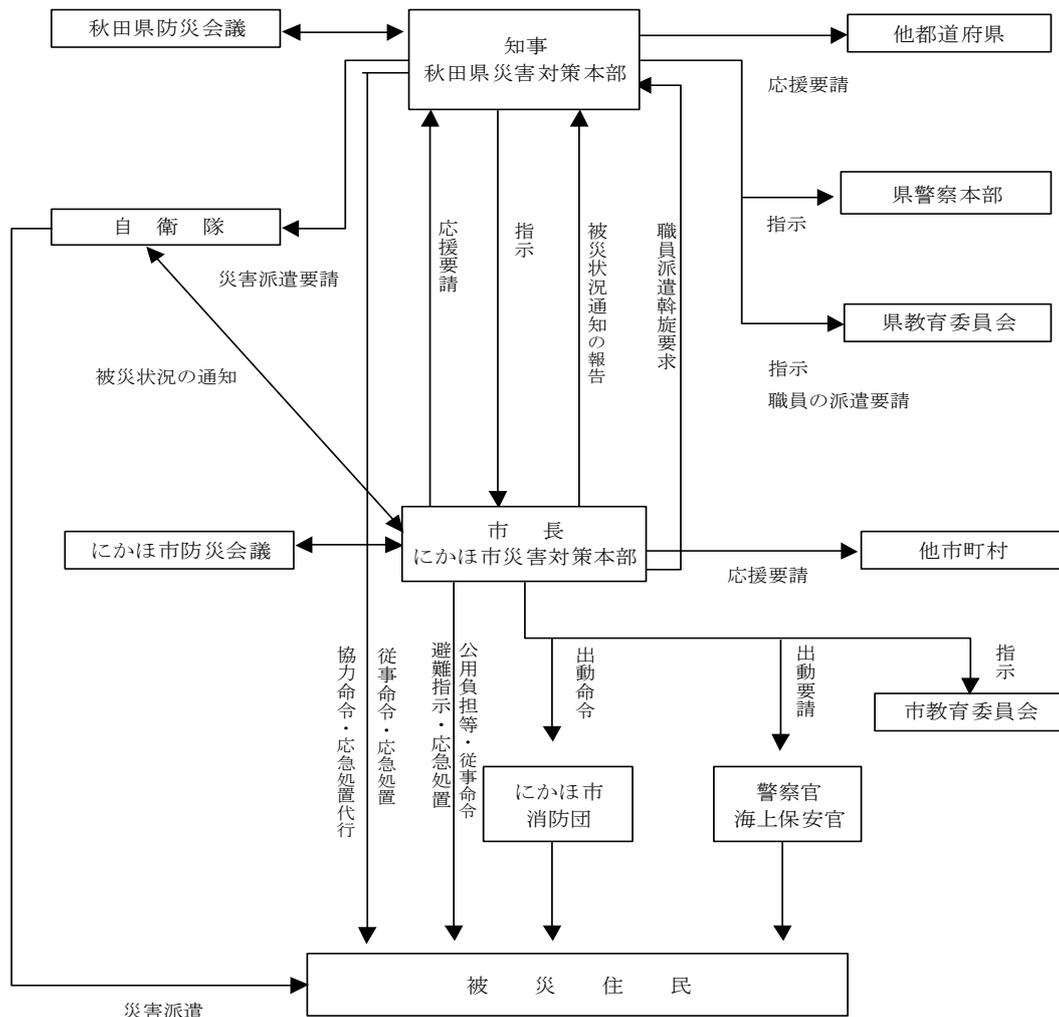
第2 防災活動体制

1 にかほ市災害対策本部等

市長は、にかほ市の地域内に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、防災活動を強力に推進するため、権限に基づいてにかほ市災害対策本部を設置する。また、台風の襲来、長時間の降雨などの場合は、初期段階における対応が極めて重要であることから、災害対策本部設置前の体制として、災害対策部、災害警戒部を設置するものとする。

なお、防災活動のための体制図は、次のとおりとする。

防災活動のための体制図



第3 災害対策本部等の設置基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の基準に該当し必要と認めるときは、災害対策本部等の設置を指示する。

災害対策本部等は個々の災害に応じてその名称を決定することができる。

災害対策本部等の設置基準

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
にかほ市 災害対策本部 (第3動員)	象潟庁舎 大会議室	<p>[自動設置]</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合 市沿岸に大津波警報が発表された場合 市内に大雨、暴風、高潮、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表された場合 噴火警報(居住地域)が発表され、鳥海山の噴火警戒レベル4以上[特別警報]となった場合 災害の発生が予想される場合 大雨警報(浸水害)の危険度分布(気象庁HP)により、市域内に「極めて危険」が表示された場合 避難勧告及び避難指示(緊急)の発令(警戒レベル4)が検討される災害の発生が予想される場合 災害救助法施行令第1条第1項に該当する災害が発生した場合 <p>[自動設置以外]</p> <ol style="list-style-type: none"> 市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、市長が必要と認めた場合 	<ol style="list-style-type: none"> 災害情報の収集、資料の作成 指示事項の伝達 防災会議との連絡 関係機関との連絡調整 災害の予防及び応急対策の実施 市民に対する周知 警戒レベル1～5を用いた避難勧告等の発令、市民がとるべき行動への働きかけ 	本部長：市長 副本部長：副市長 本部長：教育長、各部長
にかほ市 災害対策部 (第2動員)	象潟庁舎 大会議室	<p>[自動設置]</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合 市沿岸に津波警報が発表された場合 噴火警報(火口周辺)が発表され、鳥海山の噴火警戒レベル3[警報]となった場合 大雨警報(浸水害)の危険度分布(気象庁HP)により、市域内に「非常に危険」が表示された場合 避難準備・高齢者等避難開始 	<ol style="list-style-type: none"> 災害情報の収集、資料の作成 指示事項の伝達 関係機関との連絡調整 災害の予防及び災害応急対策の実施 市民に対する広報 警戒レベル1～3を用いた避難情報の発令、市民がとるべき行動への働きかけ 	部長：総務部長(危機管理監) 部員：各部長

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
		<p>始の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想される場合</p> <p>[自動設置以外]</p> <p>1 大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあり、市長の指示があった場合</p> <p>2 警報が発表されなくとも、相当規模の災害が発生し拡大するおそれがあり、市長が必要と認めた場合</p>	きかけ	
<p>にかほ市 災害警戒部 (第1動員)</p>	象潟庁舎 大会議室	<p>[自動設置]</p> <p>1 市内で震度4を観測する地震が発生した場合</p> <p>2 市沿岸に津波注意報が発表された場合</p> <p>3 噴火警報（火口周辺）が発表され、鳥海山の噴火警戒レベル2〔警報〕となった場合</p> <p>[自動設置以外]</p> <p>1 大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、災害が発生するおそれがあり、総務部長（危機管理監）が必要と認めた場合</p> <p>2 局地的又は小規模災害が発生した場合で、総務部長（危機管理監）が必要と認めた場合</p>	<p>1 気象警報等の受理伝達</p> <p>2 災害情報の収集、資料の作成</p> <p>3 関係機関との連絡調整</p> <p>4 災害の予防及び災害応急対策の実施</p>	<p>部長：総務部長 （危機管理監）</p> <p>部員：各部長</p>
<p>にかほ市 災害連絡室</p>	防 災 課 事 務 室	<p>[自動設置以外]</p> <p>1 市内に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、防災課長が必要と認めた場合</p>	<p>1 気象に関する警報等の受理伝達</p> <p>2 災害情報の収集</p> <p>3 関係機関との連絡調整</p>	<p>室長：防災課長</p> <p>室員：防災課職員</p>

※鳥海山の噴火警戒レベル（5段階）は、平成30年3月27日より運用開始。

第4 災害対策本部等の職務代行

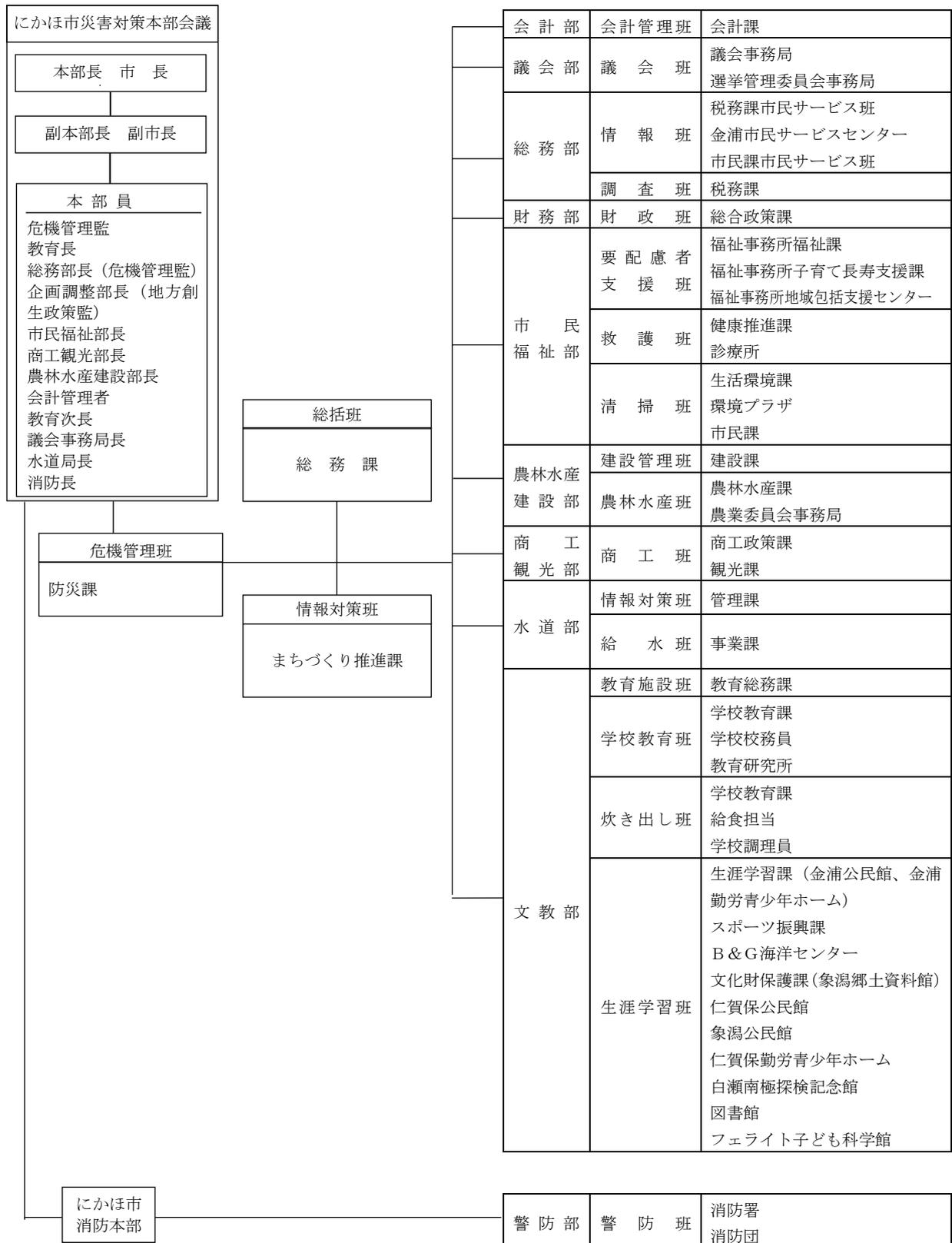
(1) 災害対策本部

名称	職務代理者	
	第1順位	第2順位
本部長(市長)	副市長	総務部長(危機管理監)
副本部長(副市長)	総務部長(危機管理監)	企画調整部長

(2) 災害対策部等

名称	設置権者	職務代理者	
		第1順位	第2順位
災害対策部	総務部長 (危機管理監)	企画調整部長	市民福祉部長
災害警戒部	総務部長 (危機管理監)	企画調整部長	市民福祉部長

第5 災害対策本部の構成



第6 災害対策本部の各部・各班等の業務分掌

- 本部長 災害対策本部の業務を総括し、指揮監督命令する。
- 副本部長 本部長を補佐する。
- 部長 本部長の命を受けて、部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員（団員）を指揮監督する。
- 班長 部長の命を受け、班の事務又は業務を掌理する。

災害対策本部の組織概要

本部内の職名		平時の職名	主な職務
災害対策本部会議	本部長	市長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議の議長となること 2 災害対策本部の業務を総括し、指揮監督命令すること 3 国、自衛隊、県、他自治体、事業所、団体、市民等への応援要請の意思決定を行うこと 4 本部が行う応急・復旧対策上の重要事項に関する基本方針を決定すること 5 避難勧告・指示（緊急）、警戒区域の設定を行うこと 6 市民（報道機関）向け緊急声明を発表すること
	副本部長	副市長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長が不在の場合は、本部長の職務を代理すること 2 情報を常に把握し、本部長の任務遂行に必要な助言を適切かつ的確に行うこと 3 本部長が適宜休養をとれるよう、本部長の交替要員となること
	本部員	危機管理監	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 2 本部長及び副本部長が共に不在の場合は、本部長の職務を代行する。
		各部長等	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の命を受け、部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員（団員）を指揮監督すること 2 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 3 本部長、副本部長及び危機管理監が共に不在の場合は、本部長、副本部長の職務を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める。
班長	各課長等	<ol style="list-style-type: none"> 1 部長の命を受け、班の事務又は業務を掌理すること 	
班員	課員等	<ol style="list-style-type: none"> 1 班長の命を受け、その所掌事務に従事すること 2 班長が不在の場合は、組織図の最上位の課長が班長の職務を代行すること 	

災害対策本部各班の所掌事務

部	班	所掌事務
各部・班共通事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 各部・班の動員配備に関する事 2 災害対策本部及び各部・班間、所管する関係機関の連絡調整に関する事 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事(指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。) 4 所管施設の利用者の安全確保、避難救助に関する事 5 所管する施設が避難所として開設された場合の協力に関する事 6 被害認定調査、り災証明書、被災者台帳作成への協力に関する事 7 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事 8 他部・班の応援に関する事
本部付け 部長：総務部長 (危機管理監)	危機管理班 班長：防災課長 班員：防災課	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報、地震・津波情報等の伝達に関する事 2 災害対策本部の設置・運営に関する事 3 本部会議の開催及び決定事項の伝達に関する事 4 警戒区域の設定及び避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等の発令、伝達に関する事 5 防災行政無線の運用に関する事 6 災害対策本部設置、廃止の通知公表に関する事 7 現地災害対策本部の開設、連絡調整に関する事 8 県総合防災情報システムに関する事 9 県知事及び他市町村長に対する応援要請に関する事 10 受援に関する状況把握・とりまとめ、体制の確保に関する事 11 自衛隊の災害派遣要請の要求に関する事 12 指定避難所、指定緊急避難場所の指定に関する事 13 緊急通行車両の確認証明に関する事
	総括班 班長：総務課長 班員：総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員動員及び配置調整に関する事 2 市長、副市長・教育長との連絡に関する事 3 各部及び関係機関との総合連絡調整に関する事 4 職員の被災状況の把握に関する事 5 他自治体への職員の応援に関する事 6 被害に関する公示及び記録に関する事 7 コールセンターの設置・運用による市民及び外部からの問合せ対応に関する事 8 報道機関との連絡及び広報宣伝等、人心の安定に関する事 9 災害防止従事者の公務災害補償に関する事 10 殉職者に対する慰霊措置に関する事 11 その他、他の部に属さない事項に関する事
	情報対策班 班長：まちづくり推進課長 班員：総合政策課 まちづくり推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信等の確保に関する事 2 災害情報の収集、とりまとめ、被害報告に関する事 3 情報の一元管理・共有化に関する事 4 電算システムの点検・復旧に関する事 5 災害広報、HP、SNSに関する事 6 姉妹提携地域間の連絡調整に関する事

部	班	所掌事務
		7 災害時の記録及び撮影に関すること 8 被害状況の総括及び災害応急対策の立案に関すること 9 災害応援協定市町との連絡調整に関すること
会計部 部長:会計管理者	会計管理班 班長:会計課長 班員:会計課	1 災害対策に係る現金の出納に関すること 2 応急公用負担の処理に関すること 3 義援金品の受取及び配分に関すること 4 り災者に対する災害弔慰金、障害見舞金、援護資金の調整に関すること 5 財政班への協力に関すること
議会部 部長:議会事務局長	議会班 班長:選挙管理委員会事務局長 班員:議会事務局 選挙管理委員会事務局	1 議会災害対策事務局に関すること 2 市民の要請、陳情に関すること
総務部 部長:総務部長 (危機管理監)	情報班 班員: 税務課市民サービス班 金浦市民サービスセンター 市民課市民サービス班	1 来庁者の安全確保に関すること 2 災害情報の収集及び被害報告に関すること 3 被害調査に関する調査班への協力に関すること 4 各窓口におけるり災証明書の発行に関すること 5 被災者台帳の作成に関すること 6 災害相談窓口の開設に関すること
	調査班 班長:税務課長 班員:税務課 議会事務局(再掲) 選挙管理委員会事務局(再掲)	1 危険区域の調査に関すること 2 公共、民間施設等各施設の被害調査に関すること 3 り災者の調査把握に関すること 4 家屋の被害調査及びり災証明書の発行に関すること 5 税の減免に関すること 6 物件の損害補償に関すること
財務部 部長:企画調整部長 (地方創生政策監)	財政班 班長:総合政策課長 班員:総合政策課	1 復興計画のとりまとめに関すること 2 災害応急対策の立案に関すること 3 輸送車両、燃料の調達及び輸送計画の策定に関すること 4 漂流物の処理に関すること 5 災害に伴う予算、経理に関すること 6 各種要請、陳情に関すること
市民福祉部 部長:市民福祉部長	要配慮者支援班 班長:福祉事務所福祉課長 班員:福祉事務所福祉課 福祉事務所子育て長寿支援課 福祉事務所地域包括支援センター	1 福祉避難所との連携に関すること 2 被服、寝具その他生活必需品の調達及び給貸与に関すること 3 り災者の生活相談及び援護に関すること 4 要配慮者支援に関すること 5 社協ネットによる福祉団体への協力要請に関すること 6 災害ボランティアの受入配備等に関すること 7 学童保育・保育園児の避難及び安全確保に関すること 8 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること
	救護班 班長:健康推進課長 班員:健康推進課 診療所	1 救護所の開設に関すること 2 衛生及び医療施設の被害状況の把握に関すること 3 現地医療班の編成に関すること 4 救護用医薬品の調達配分に関すること 5 り災疾病者の医療措置及びトリアージの補助に関すること

部	班	所掌事務
		6 検疫及び感染症患者の収容に関すること 7 り災者の身体及び心のケアに関すること 8 協力医療機関との連絡調整に関すること
	清掃班 班長：生活環境課長 班員：生活環境課 環境プラザ 市民課	1 り災地における防疫及び諸機材の調達に関すること 2 り災地における清掃班の編成及び汚物処理清掃に関すること 3 遺体の処理及び埋葬、火葬及び慰霊に関すること 4 清掃施設及び斎場施設の復旧に関すること 5 災害廃棄物の保管及び処理に関すること 6 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関すること
農林水産建設部 部長：農林水産 建設部長	建設管理班 班長：建設課長 班員：建設課	1 交通の確保、人命救助のための障害物の除去に関すること 2 公共土木施設の被害調査に関すること 3 公共土木施設災害の応急及び復旧対策に関すること 4 通行不能箇所等の調査及び表示に関すること 5 土木建築技術者及び従事者の確保に関すること 6 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関すること 7 市有施設整備の応急復旧対策に関すること 8 下水道関連施設及び農業集落排水施設の被害調査に関すること 9 二次災害の危険性の調査に関すること 10 下水道関連施設の応急対策の立案、実施に関すること 11 下水道関連施設使用者への周知等広報活動に関すること 12 応急対策用機材の確保に関すること 13 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること 14 災害応急対策の立案、実施に関すること 15 公営住宅の被害調査及び復旧対策に関すること 16 住宅建築融資の斡旋に関すること
	農林水産班 班長：農林水産課長 班員：農林水産課 農業委員会事務局	1 農業用施設、漁港関連施設、林業施設等の応急対策及び被害調査に関すること 2 農林水産物の応急対策及び被害調査に関すること 3 農林水産物の被害防止に関すること 4 農薬、肥料の確保に関すること 5 応急用米穀、そ菜等食料物資の調達配分に関すること 6 死亡獣畜処理に関すること 7 家畜伝染病予防対策及び施設等の復旧に関すること 8 林業被害対策、復旧用木材の斡旋に関すること 9 農林水産関係の補助融資等に関すること 10 農林水産に係わり災証明に関すること
商工観光部 部長：商工観光 部長	商工班 班長：商工政策課長 班員：商工政策課 観光課	1 商工業関係の被害調査に関すること 2 災害時における電気工事関係技術者及び従事者の確保に関すること 3 災害時における労働力の確保に関すること（土木作業員以外） 4 災害対策に要する物資、資材等の把握調達に関すること 5 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること

部	班	所掌事務
		6 物資の流通及び物価の安定対策に関すること 7 商工観光関係の補助融資等に関すること 8 商工観光に係るり災証明に関すること 9 観光客等帰宅困難者に関すること 10 旅館ホテル等一時滞在施設の確保に関すること
水道部 部長：水道局長	情報対策班 (水道部門) 班長：管理課長 班員：管理課	1 水道施設の被害情報のとりまとめに関すること 2 水道施設使用者等への広報に関すること 3 給水車両の調達に関すること 5 関係機関への応援要請及び受入体制に関すること 6 水道施設技術者、従事者の確保に関すること 7 所轄官庁への災害報告に関すること
	給水班 班長：事業課長 班員：事業課	1 飲料水の確保及び供給に関すること 2 水道施設の被害調査に関すること 3 水道施設の応急及び復旧対策に関すること 4 水道施設技術者及び従事者の確保に関すること 5 災害時における水道施設の衛生保持に関すること 6 水質検査に関すること
文教部 部長：教育次長	教育施設班 班長：教育総務課長 班員：教育総務課	1 学校教育施設の保全、復旧対策に関すること 2 避難所（収容施設）の供与に関すること 3 学用品の調達、配分に関すること 4 通学路及び学校を取り巻く環境の安全確認と指導に関すること 5 教育関係被害状況の調査報告に関すること
	学校教育班 班長：学校教育課長 班員：学校教育課 学校校務員 教育研究所	1 教職員、児童生徒等の実情把握及び避難行動指示に関すること 2 指定避難所の開設、指定緊急避難場所の開放、運営に関すること 3 り災児童生徒等の保護及び安全に関すること 4 災害時の応急教育に関すること 5 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること
	炊き出し班 班長：学校教育課長 班員：給食担当 学校調理員	1 災害時における炊き出しに関すること 2 学校給食の確保に関すること
	生涯学習班 班長：生涯学習課長 班員： 生涯学習課（金浦公民館、 金浦勤労青少年ホーム） スポーツ振興課 B&G海洋センター 文化財保護課 (象潟郷土資料館) 仁賀保公民館 象潟公民館 仁賀保勤労青少年ホーム 白瀬南極探検記念館 図書館 フェライト子ども科学館	1 社会教育施設の保全、復旧対策に関すること 2 施設利用者の避難及び救護に関すること 3 指定避難所の開設、指定緊急避難場所の開放、運営に関すること 4 社会教育機関団体等の協力要請に関すること 5 文化財の保全と復旧、災害対策に関すること

部	班	所掌事務
警防部 部長：消防長	警防班 班長：消防署長 班員：消防署 消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部及び部内の連絡調整に関する事 2 災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事 3 救急活動に関する事 4 被災住民の救出及び行方不明者の捜索に関する事 5 避難誘導及び安全普及広報に関する事 6 警報等の伝達に関する事 7 災害情報及び信号に関する事 8 災害現場の連絡調整及び通信業務に関する事 9 消防施設及び水利の応急対策に関する事 10 消防団員の要請及び動員に関する事 11 消防団員の活動に関する事 12 緊急消防援助隊に関する事 13 警防資機材の確保及び点検整備、調達に関する事 14 救助救護警防従事者及び警防資機材の輸送に関する事 15 り災の調査及びり災証明書の発行に関する事

第7 災害対策本部等への移行措置

市長又は危機管理監は、被害の拡大により現在の体制より上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認める時は、当該上位の体制の設置権者に対して体制の移行を具申し、これにより上位の体制が設置された時は、同時に現在の体制を廃止する。

第8 災害対策本部等の廃止

1 にかほ市災害対策本部の廃止

市長は、災害対策本部が応急対策を終了し、さらに被害が拡大するおそれがないと認められるときは、災害対策本部会議を開催し、事後の体制を定めたうえで災害対策本部を廃止するものとする。

2 にかほ市災害対策部の廃止

危機管理監は、災害対策部が応急対策を終了し、さらに被害が拡大するおそれがないと認められるときは、災害対策部会議を開催し、事後の体制を定めたうえで災害対策部を廃止するものとする。

3 にかほ市災害警戒部の廃止

危機管理監は、災害警戒部が応急対策を終了し、被害が発生するおそれがないと認められるときは、災害警戒部会議を開催し、事後の体制を定めたうえで災害警戒部を廃止するものとする。

(1) 設置、廃止の通知公表

市役所の庁内及び出先機関、知事、県の関係出先機関の長者、警察署長、市民、報道機関等に対して、電話、FAX、電子メール、ホームページ等で周知する。

第9 複合災害発生時の体制等

複合災害が発生した場合は、対策本部の統合により、災害対応力の強化に努めるものとする。また、災害対応にあたる要員や資機材等について、望ましい配分ができない可能性があることに

留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

第 11 節 職員の動員・派遣計画

第 1 職員の動員

災害から市民の生命・身体及び財産を守るため、市職員は災害発生時において、所掌業務の被害の把握と応急復旧対策に従事しなければならない。

職員の動員基準等は本節第 2 に、動員職員の指定は本節第 3 によるものとする。

なお、動員職員に指定されていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

第 2 動員基準等

1 動員基準

職員の動員基準は次表のとおりとする。ただし、配備要員の数は、災害の状況、規模等により適宜増減することができる。

	第 1 動員 (災害警戒部)	第 2 動員 (災害対策部)	第 3 動員 (災害対策本部)
動員基準	<p>[自動設置]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度 4 を観測する地震が発生した場合 2 市沿岸に津波注意報が発表された場合 3 噴火警報（火口周辺）が発表され、鳥海山の噴火警戒レベル 2 [警報] となった場合 <p>[自動設置以外]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、災害が発生するおそれがあり、総務部長（危機管理監）が必要と認めた場合 2 局地的又は小規模災害が発生した場合で、総務部長（危機管理監）が必要と認めた場合 	<p>[自動設置]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度 5 弱又は 5 強を観測する地震が発生した場合 2 市沿岸に津波警報が発表された場合 3 噴火警報（火口周辺）が発表され、鳥海山の噴火警戒レベル 3 [警報] となった場合 4 大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、市域内に「非常に危険」が表示された場合 5 避難準備・高齢者等避難開始の発令（警戒レベル 3）が検討される災害の発生が予想される場合 <p>[自動設置以外]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあり、市長の指示があった場合 2 警報が発表されなくとも、相当規模の災害が発生し拡大するおそれがあり、市長が必要と認めた場合 	<p>[自動設置]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生した場合 2 市沿岸に大津波警報が発表された場合 3 市内に大雨、暴風、高潮、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表された場合 4 噴火警報（居住地域）が発表され、鳥海山の噴火警戒レベル 4 以上 [特別警報] となった場合 5 災害の発生が予想される場合 6 大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、市域内に「極めて危険」が表示された場合 7 避難勧告及び避難指示（緊急）の発令（警戒レベル 4）が検討される災害の発生が予想される場合 8 災害救助法施行令第 1 条第 1 項に該当する災害が発生した場合 <p>[自動設置以外]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民の生命、身体、財産に莫大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあ

	第1動員 (災害警戒部)	第2動員 (災害対策部)	第3動員 (災害対策本部)
			り、市長が必要と認めた場合
動員内容	情報連絡活動が円滑に行える体制とし、指定された職員は自主登庁とする。	災害対策本部の各班の必要人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い速やかに第3動員に切り替える体制とする。 指定された職員は、自主登庁する。	災害対策本部全員をもってあたるもので、状況により直ちに救助応急対策活動を開始できる体制とする。 全職員は自主登庁する。

※鳥海山の噴火警戒レベル（5段階）は、平成30年3月27日より運用開始。

2 動員方法

市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び地震等緊急対応職員初動マニュアル（以下「初動マニュアル」という。）に従い職員を動員する。

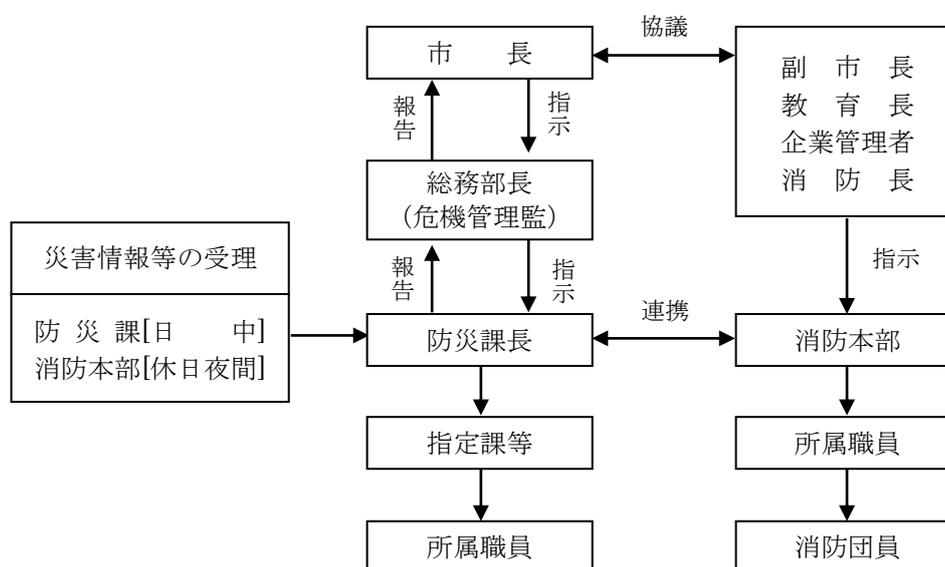
配備要員にあたった職員は、勤務時間外においてテレビ、ラジオ、広報車等により災害の発生を覚知した場合は、直ちに自主的に登庁し、配備体制につく。

その他の職員は、地域の被害の情報状況や被災住民の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの関係の機関に参集し、応急活動に従事する。

3 動員指示の伝達系統

職員の配備指令等の動員系統は次による。



4 動員伝達と配備の要領

(1) 勤務時間中

ア 勤務時間中の動員は、庁内放送、電話、無線、職員参集メール及び口頭によって、前記の「動員指示伝達系統図」に従い、防災課長が各担当課長に伝達し、各担当課長は所属職員に伝達する。

イ 所属職員は、アの連絡を受けたときは、「動員基準」により配備につく。

(2) 時間外及び休日

- ア 防災課長は、消防本部から平日の時間外（午後 5 時 15 分から翌朝 8 時 30 分まで）、土曜日、日曜日及び祝日の全時間にわたり、各種警報や火災等災害が発生した場合通報を受ける。また、防災課長は、緊急情報を受理したときは、直ちに総務部長（危機管理監）に報告し指示を受けなければならない。
- イ 総務部長（危機管理監）は、市長に通報して、本部設置及び配備区分の指示を受けるとともに、緊急連絡の措置をとる。

第3 動員職員の指定

動員職員は、初動マニュアルに定める員数とし、所属長があらかじめ指定しておくものとする。同表の員数については、過去の災害動員実績等を参考に算出したものであり、所属長は、運用にあたっては、災害の種類、被災状況、被害の拡大予測などの情勢分析結果を踏まえ、予測される災害対策業務量に対応できる員数と交代要員に配慮した動員をしなければならない。

第4 動員計画の策定

各部局の各課室長等は、動員区分に基づく動員計画を策定し、防災課長に提出するものとする。なお、変更があった場合も同様とする。

第5 従事命令等

1 応急措置事項

知事は県内に災害が発生した場合、次の応急措置を実施するため特に必要があると認める時は、災害対策基本法及び災害救助法に基づき、従事命令等を発する。（災害対策基本法第 71 条、災害救助法第 7 条第 1 項）

- (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
- (2) 施設及び設備の応急復旧
- (3) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (5) 緊急輸送の確保
- (6) 災害発生を防ぎよ又は拡大防止

2 従事命令等の種類

従事命令等の種類は次のとおりである。

なお、協力命令を除き従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う。（災害対策基本法第 81 条、災害救助法第 7 条第 4 項）

(1) 従事命令

救助を行うため特に必要があると認める時は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、大工、自動車運送業者等に関する医療、又は土木建築工事又は輸送関係者などに救助業務に従事させることができる。（災害救助法第 7 条第 1 項）

(2) 協力命令

救助を要する者、及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。（災害救助法第 8 条）

(3) 管理、使用、保管命令及び収用

救助を行うために特に必要があると認められた時は、病院、診療所、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産や販売等の特定業者に対してその取扱う物資の保管命令を発し、又は必要な物資を収用できる。(災害救助法第9条第1項)

第6 応援要請等

市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認められるときは、他の市町村長（相互応援協定市町村長）及び知事に対して応援を要請する。

1 要請手続

応援要請の手続は、相互応援協定等に基づき文書で行うものとする。ただし、事態が急迫し、文書によるいとまのない場合はとりあえず電話等で要請する。

2 応援要請の内容

- (1) 応援を受ける業務の内容
- (2) 応援を要する人員、資材等
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援を受ける場所
- (5) その他応援上必要な事項

3 応援の要請等

- (1) 応援隊は一体となって本市の指揮下で行動し、身分の異動は行わない。
- (2) 応援のために要した費用は、市が負担する。

第7 職員の派遣

1 派遣の要請及び斡旋

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関又は指定公共機関の長者に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請を行う。
- (2) 市長は、その権限に属する事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び県の職員の派遣を求める。
- (3) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

2 派遣要請手続

派遣要請は文書をもって行う。

3 職員の派遣要請の内容

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

4 身分取扱等

- (1) 本市に分属され、本市の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分は、派遣元で行う。
- (3) 給料、諸手当等は派遣元が負担し、本市の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは本市で負担する。

第8 応急措置の代行

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、市町村長が実施すべき事務について次の応急措置を代行する。

- 1 警戒区域を設定するとともに同地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止、又は同地域からの退去を命ずる。
- 2 他人の土地・建物その他の工作物等の一時使用、若しくは収用する。
- 3 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
- 4 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

第12節 活動体制の整備

第1 活動体制の整備

1 職員初動マニュアル等の整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、にかほ市地域防災計画に基づき、災害発生時の初動期における活動要領（初動マニュアル）を整備する。また、初動マニュアルを職員一人ひとりに配布し、日頃から研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、訓練等を通じて見直しを行うものとする。

また、災害時における防災従事者の安全を確保するため、避難誘導や広報活動時の退避ルール等を確立するとともに、装備・教育訓練の充実を図るものとする。

2 各種活動要領等の整備

市は、災害時における各種応急対策活動を円滑に行うため、各種活動に対する活動要領の整備に努める。

＜活動要領の整備例＞

- ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル・・・・・・・・・・・・・防災課
- ・避難所の開設・運営マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・防災課、避難所管理者
- ・福祉避難所の開設・運営マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・防災課、施設管理者
- ・避難行動要支援者避難支援プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・防災課、福祉事務所子育て長寿支援課
- ・災害廃棄物処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生活環境課
- ・遺体処理・埋火葬等計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生活環境課
- ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル・・・・・・・・・社会福祉協議会

3 業務継続計画（BCP）の整備

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前準備と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

4 市庁舎等の機能確保

市は、市庁舎や市消防本部庁舎等の防災中枢機能を果たす施設の耐震化、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等にも努める。また、災害対策本部を設置する庁舎（象潟庁舎）が被災した場合に備え、あらかじめ代替施設を確保しておくものとする。

さらに、災害発生時において、庁舎内にいる職員及び来庁者等の安全確保、並びに執務環境の確保のため、庁舎内のキャビネット等の転倒防止対策の徹底を図るものとする。

5 データ管理の徹底

市は、災害復旧・復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化及び庁舎外への保管等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図るものとする。

第2 応援体制の整備

大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む）には、本市だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もある。

そのため、市は、災害時における応急措置、各種物資や燃料等の供給、避難者の一時収容等に対しその積極的協力が得られるよう遠方の自治体や多種多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進するとともに、平常時から相互の連絡を密にして災害時に協力体制を十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

◎にかほ市災害協定一覧・・・・・・・・資料編参照

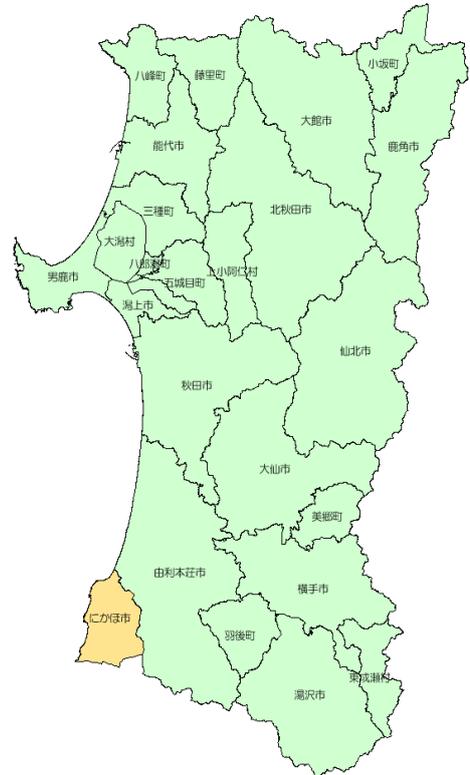
第13節 にかほ市の概要

第1 位置

にかほ市は、秋田県南西部に位置し、由利本荘市に接する東端が東経140度03分57秒、日本海に接する西端が139度52分24秒、南端は山形県遊佐町に接し、北緯39度14分07秒である。

市の面積は、241.13k㎡(令和元年10月1日現在)で、秋田県内においては、25市町村中15番目の大きさの面積を有する。

平成27年の国勢調査人口25,324人を基にした人口密度は、1k㎡あたり約105人となっている。



国土交通省国土数値情報より

第2 地勢

にかほ市は、南東に鳥海山、西に日本海を臨む山と海に抱かれた地域で、東西に約16.6km、南北に約23kmの範囲に広がり、鳥海山の山すそが海岸近くまで伸び、海岸部の平野部に人口が集中している。土地の利用状況を地目別にみると、森林原野が約69%を占め、農用地が約15%、宅地が3%となっている。

第3 地質

1 地質

地質は地質図からわかるように、地域の大半はおよそ2,600年前の鳥海山の大量噴火によって発生した泥流堆積物(輝石安山岩の岩塊、砂、火山灰等)からなり、高いところは泥流丘、窪地は谷地を形成している。一部、前川の東側の通称「赤坂」付近一帯の黄色土の砂山は第4紀更新世と呼ばれる西目層の露出部分といわれる。さらに前川から象潟に続く一帯の水田は砂とシルトからなるかつての湖成層で象潟地震以前から既に谷地になったものと推定されている。

2 活断層

県内でも本市を含む鳥海山北方及び鳥海山中には、活断層が比較的密集しており、本市には鳥海泥流地帯を南北に走る推定活断層が図示されており、大竹西方断層、天神沼断層、平沢東方断層が分布している。

また、秋田市から由利本荘市に至る沿岸海域に位置する約30kmに及ぶ北由利断層が存在し、近い将来活動する可能性が大きいと考えられている。

これらの活断層は、今後も震源となり得るものであり、万一に備えた対策が必要である。

第4 気象

にかほ市は、気象区からみると亜寒帯に属しているが、近くを対馬海流が通っている影響を受け、一般的に気温が高く、秋田県内においても最も温暖で降雪量も最も少ない気象条件の地域である。

第14節 にかほ市の人口推移と高齢化

本市の人口は、出生率の低下や若年層などの市外流出による減少が続いている。

また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は37.2%（令和元年7月31日現在）を占め、さらに団塊の世代が占めている人口の割合及び少子化等を勘案すれば、老年人口割合の上昇は必然的な現象である。この現状と将来動向を踏まえ、災害時における高齢者対策の早期策定と、対策の実施に向けた具体的な行動計画の展開が不可欠である。

例えば、避難所における高齢者支援として、「健康診断」、「こころのケア」及び「食事」などに対する十分な配慮を始め、避難所として民間宿泊施設（温泉施設等）の一時借上や応急仮設住宅への優先的入居、さらに平時における避難施設のバリアフリー化、医療機関との連携強化などが高齢者への支援対策として掲げられる。

にかほ市の人口動態

現在		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
総人口		26,544	26,108	25,644	25,235	24,794	24,450	
男性		12,614	12,411	12,205	12,027	11,828	11,682	
		47.5%	47.5%	47.6%	47.7%	47.7%	47.8%	
女性		13,930	13,697	13,439	13,208	12,966	12,768	
		52.5%	52.5%	52.4%	52.3%	52.3%	52.2%	
世帯数 (1世帯あたりの人数)		9,472	9,451	9,410	9,415	9,412	9,390	
		2.80	2.76	2.73	2.68	2.63	2.60	
65歳以上人口	男性		3,501	3,583	3,628	3,684	3,750	3,791
			13.2%	13.7%	14.1%	14.6%	15.1%	15.5%
	女性		5,081	5,151	5,215	5,284	5,304	5,312
			19.1%	19.7%	20.3%	20.9%	21.4%	21.7%
人口		8,582	8,734	8,843	8,968	9,054	9,103	
		32.3%	33.5%	34.5%	35.5%	36.5%	37.2%	
75歳以上人口	男性		1,622	1,649	1,681	1,706	1,738	1,749
			6.1%	6.3%	6.6%	6.8%	7.0%	7.2%
	女性		3,020	3,019	3,044	3,065	3,059	3,085
			11.4%	11.6%	11.9%	12.1%	12.3%	12.6%
人口		4,642	4,668	4,725	4,771	4,797	4,834	
		17.5%	17.9%	18.4%	18.9%	19.3%	19.8%	
象潟地区	世帯数		4,020	4,017	4,008	4,005	4,015	3,984
			42.4%	42.5%	42.6%	42.5%	42.7%	42.4%
	男性		5,338	5,282	5,175	5,087	4,994	4,915
			20.1%	20.2%	20.2%	20.2%	20.1%	20.1%
	女性		5,908	5,783	5,670	5,580	5,496	5,401
			22.3%	22.2%	22.1%	22.1%	22.2%	22.1%
人口		11,246	11,065	10,845	10,667	10,490	10,316	
		42.4%	42.4%	42.3%	42.3%	42.3%	42.2%	
金浦地区	世帯数		1,630	1,621	1,604	1,593	1,585	1,569
			17.2%	17.2%	17.0%	16.9%	16.8%	16.7%

現在		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	男性	2,071	2,029	1,998	1,954	1,939	1,902
		7.8%	7.8%	7.8%	7.7%	7.8%	7.8%
	女性	2,385	2,346	2,295	2,242	2,197	2,142
		9.0%	9.0%	8.9%	8.9%	8.9%	8.8%
	人口	4,456	4,375	4,293	4,196	4,136	4,044
		16.8%	16.8%	16.7%	16.6%	16.7%	16.5%
仁賀保地区	世帯数	3,822	3,813	3,798	3,817	3,812	3,837
		40.4%	40.3%	40.4%	40.5%	40.5%	40.9%
	男性	5,205	5,100	5,032	4,986	4,895	4,865
		19.6%	19.5%	19.6%	19.8%	19.7%	19.9%
	女性	5,637	5,568	5,474	5,386	5,273	5,225
		21.2%	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%	21.4%
	人口	10,842	10,668	10,506	10,372	10,168	10,090
		40.8%	40.9%	41.0%	41.1%	41.0%	41.3%

※各年 9 月 30 日現在。令和元年のみ 7 月 31 日現在。老年人口は 65 歳以上の人口。

※改正住民基本台帳法が施行され、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となり人口数に含まれている。

(出典：市ホームページ)